

倉吉市上下水道局告示第2号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第4項の規定により準用する同法第25条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定給水装置工事事業者の指定の更新をしたので、倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年倉吉市水道事業管理規程第3号）第9条の規定により告示する。

令和7年3月13日

倉吉市長 広田 一恭

- 1 指定の更新をした倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者
  - (1) 指定番号 倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者第155号
  - 所在地 鳥取県東伯郡湯梨浜町龍島458番地1
  - 名称 株式会社 野崎設備工業
  - 代表者 代表取締役 野崎輝美
  
- 2 更新した日  
令和7年3月13日
  
- 3 更新後の指定の有効期限  
令和12年3月12日まで